

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1 C71-3。「9月16日のNTT西日本の不具合」に関して市HPでの周知が必要。	<p>標題について、10月7日に投稿。10月21日に回答を頂きましたが、要望・提言です。</p> <p>【10/21市回答(広報課)】:(前略)総務予防室と連携し119番通報の通報手段について、(後略)トップページに掲出しておりました。</p> <p>1)今後、119番通報の障害が発生した場合のことを考え、“119番通報の通報手段について”市HPに記載された内容を教えていただけますでしょうか。</p> <p>※私は、過去に救急車の要請をした経験が有りますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>2)標題について、今回は1時間ほどで復旧をしましたが、もし同様の事象が長時間の場合のことを考えて、消防本部のHPにも“119番通報の通報手段について”記載される必要があると思います。</p> <p>【前回投稿の再掲】:伊丹市では、死亡事故がありました(因果関係は不明)。また、緊急対応が必要な場面には、110番通報。道路陥没・水道管の破裂など色々な事象が有ります。⇒代わりとなる連絡方法について市HPに記載が必要だと思います。⇒前回の投稿で回答が頂けておりません。</p> <p>※市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p>	<p>1について</p> <p>市公式ウェブサイトのトップページに「大阪府内で固定電話がつながらないなどの通信障害が起きています。現在、原因調査中です。119番通報がつながりにくい場合は、携帯電話や公衆電話を利用したり、お近くの消防署などに直接駆け込むなどの対応をお願いします。」と掲出していました。(担当:広報課)</p> <p>2について</p> <p>貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>吹田市消防本部HPの【いざというとき(119番)】の項に、「電話がつながらないとき」という見出しを掲載し、クリックすると代替の方法を記載している項にアクセスできるようにいたしました。(担当:総務予防室)</p>	広報課、総務予防室	R7.10.27	R7.11.5

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
2 C88-1。「出口町1号線ほか道路改良工事」の自治会・市民への周知について	<p>標題について、工事延長が400m余り有り、この糸田川の暗渠・歩道の植樹枠の除却により、歩道の幅員を広げる工事が先週から始まりましたが、自治会の回覧板での周知は有りません。</p> <p>1)この歩道は、通勤・通学・通園(3園)・近隣のスーパーへの買い物など周辺住民の利用者が多いです。吹田市は、出口町・片山町・山手町の自治会に工事概要(植樹マスの除却)・工事工程・工事方法・通行人の安全確保などについて事前協議はされましたのでしょうか? ⇒添付画像。C88-1。道路工事中の看板。工事期間:令和7年8月18日～令和8年2月27日 ⇒工事開始が、8月18日～の記載が有りますが、実際は10月20日頃から始まり、約2か月の遅れ。自治会には、どのように説明をされていますか? ・工事概要図については、出口町の住民から「山手地区の公民館の掲示板に貼ってあります」を聞いて初めて知りました。公民館は工事箇所の道路の反対側に有り、通行人の目には触れにくいです。</p> <p>2)歩道の真ん中にバイクの侵入防止のためのポール(約10本)が立っていますが、撤去されるのでしょうか?。撤去されるに当たって、自治会長の了解を得ておられますか? ・3年ほど前に、ポールの撤去を道路室にお願いをしましたが、「自治会長の承諾が必要」と言われ、断念しました。 ⇒添付画像。C88-1.歩道のポールとシニアカー 3)植樹帯の除却について各自治会長様との協議はされていますか?。協議をされたとしましたら、いつ協議をされましたのでしょうか? ・平均寿命の伸びから、高齢化が進み、体力低下の高齢者も増加。歩行の途中で植樹枠の縁に座って一息つかる姿を見かけます。リハビリでの歩行者も。植樹帯を除却されるのであれば、寝たきり者が増えないように、外出歩行者支援のために座って一息つけるような簡単なイス様(腰掛)の物の設置をお願いいたします。</p>	<p>平素は、市政発展のためにご協力いただき、厚くお礼申し上げます。令和7年10月27日に「市政に対するご意見・ご要望」でいただきました問い合わせについて、以下のとおり回答いたします。</p> <p>(1)暗渠について 糸田川上流暗渠の建設時期を担当部署に問い合わせたところ、平成17年に国から本市へ譲与されており、床版の設置等の詳細な時期は確認できませんでした。</p> <p>(2)地元への説明について 本工事の発注前と着手前に、周辺地域に対しては、以下のとおり自治会への説明と意見の収集を行っております。 令和7年5月 工事及び植栽帯撤去について、地域の皆様からの意見収集を山手地区連合自治会長に依頼させていただきましたが、工事及び植栽帯撤去に関する御意見等はございませんでした。 令和7年9月 工事内容や施工開始時期について山手地区連合自治会長及び片山地区連合自治会長に工事案内の送付と説明を行いました。また、近隣の単一自治会長にも工事案内の送付を行いました。さらに、工事開始直前には沿線の方々へ工事案内を配布し周知を図りました。これらの中でも工事及び植栽帯撤去に関する御意見等はございませんでした。</p> <p>(3)工事と警察協議について 本工事は、本市が策定した「吹田市バリアフリー基本構想」に基づき、現在歩道上に存在する植栽帯や単柱状の車止め(ポール)を撤去し、歩道の有効幅員を広げ、視覚障がい者誘導用ブロックを設置するものです。</p>	道路室	R7.10.27	R7.11.5

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>⇒添付画像。C88-1。高齢者腰掛。暗渠歩道 ⇒添付画像。C88-1。高齢者。糸田川沿い ⇒添付画像。C88-1。高齢者腰掛。豊津駅前</p> <p>4)泉大津市で、暗渠・歩道の天板が破損落下で通行禁止に。糸田川暗渠も建設から50年ほど経過。大丈夫なのでしょうか?。⇒糸田川の暗渠の施設年を教えて下さい。</p> <p>⇒添付画像。C88-1。泉大津市の暗渠・歩道の天板が破損落下で通行禁止</p> <p>5)現在の工事状況は、植樹枠内の土の除去作業。これから植樹枠の除去作業が始まると車道・歩道の安全確保が更に必要となります。</p> <p>⇒添付画像。C88-1。植樹枠除却作業。警備員不足。1名では車道の交互通行・歩道の誘導は困難と思います。</p> <p>⇒添付画像。C88-1。植樹枠剪定・警備員不在。吹田警察署に道路使用の許可申請がされているのか疑問。</p> <p>・高齢者・児童の通学路、点字ブロックが有ることから視覚障害者などの通行時の安全確保が必要。</p> <p>※福祉部 障かい福祉室ならびに“安心安全まちづくり”の主管部の危機管理室に供覧を願います。</p> <p>※市議会の健康福祉常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※市議会の建設環境常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>新たに休憩できるようなベンチの設置につきましては、地元自治会からの要望があれば検討することも可能ですが、設置場所によってはベンチが交通阻害となることやベンチに人がとどまる事で生じる騒音やゴミ等の問題の起因となることもあります。道路管理者としましては、沿線や近くに公園や遊園がございますので、それらを休憩する場所として利用していただきたいと考えております。</p> <p>本工事の施工にあたり、交通誘導員の配置等は、吹田警察署と道路交通法第80条の規定に基づいた協議を行っております。</p> <p>以上、御理解のほど、よろしくお願ひいたします。</p>			
3	<p>C91-「令和7年9月分の市民の声を公表」の回答内容が、一部省略されています。</p> <p>標題について、10月31日に市HP新着に掲出されました。私が投稿しました「C72-秋の全国交通安全運動…」の回答内容が3項目の内、2項目が記載されていません。</p> <p>・市民部 市民総務室は、速やかに追記願います。</p> <p>⇒添付画像。C91-市民の声。10月31日の記載内容。「C72-秋の全国交通安全運動」。回答2項目が記載なし</p> <p>⇒添付画像。C91-市民の声。土木部総務交通室の回答内容(抜粋)。2項目追記要</p> <p>※市議会の文教市民常任委員会の委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>市民の声の公表データにつきまして、記載が不足しておりましたことをお詫び申し上げます。</p> <p>データの作成時に転記が漏れておりました。</p> <p>修正し、再度公開いたしましたので、御覧いただけますと幸いです。この度は御指摘いただきありがとうございました。</p>	市民総務室	R7.11.4	R7.11.5

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
4 市職員の文章スキルが低すぎる	<p>以前、「不親切な案内が多い」の題で、市の案内に不親切なものが目立つと、文章がおかしい掲示物を複数指摘しましたが、まだおかしい掲示物があったため、ご報告します。</p> <p>千里北公園の周囲などに掲示されている 「自転車・ミニバイク放置禁止区域 この周辺に自転車・ミニバイクを置くと撤去します！」 という掲示物です。</p> <p>●問題:「ミニバイク」という分類はない 「ミニバイク」は正式な分類名ではありません。 免許でのバイクの分類は「原付」「小型限定」「普通二輪」「大型二輪」です。 「ミニバイク」が何を指すのか不明瞭です。</p> <p>●問題:ミニバイク以外は停めて良いと読める 「ミニバイク」が何を指すのかはともかく、現在の文章だとミニバイク以外のバイクは停めても良いことになります。ミニバイクを「原付と小型限定」と解釈すれば、普通二輪と大型二輪は停めても良くなります。</p> <p>「ミニバイク」に限定する必要はなく、「バイク」か「オートバイ」もしくは「二輪車」と書けばいい話です。</p> <p>【質問】 前回の指摘を合わせると、文章のおかしい掲示物があまりに多すぎます。 吹田市役所の平均年収は606.5万円です。それだけの給与をもうつていながらこんな簡単な文章も書けないのは社会人として論外です。なぜここまで文章スキルが低いのか、今後どう改善していくのか、ご説明ください。</p>	<p>平素は本市行政に御協力いただきまことにありがとうございます。「市職員の文章スキルが低すぎる」のご意見につきまして次のとおり回答いたします。</p> <p>御指摘のとおり現在「ミニバイク」との分類はございませんが「吹田市自転車等の放置防止に関する条例」施行当初は分類がされており、一般的に理解されやすいとの判断で現在も使用しております。</p> <p>また道路交通法で規制されている区域については、どのバイクでも駐車禁止規制に基づき警察によって取り締まりが行われますが、その中でも上記条例により自転車等を吹田市が撤去することを知らしめるための掲示であり、条例対象外のバイクが駐車可能であるという趣旨ではございません。</p> <p>以上御理解いただきますようよろしくお願ひいたします。</p>	総務交通室	R7.10.24	R7.11.7

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
5 C71-4。「9月16日のNTT西日本の不具合」に関して市HPでの周知が必要。	<p>標題について、10月26日に投稿。11月5日に回答を頂きましたが、市HPの新着情報に掲出されたら如何でしょうか。提言です。</p> <p>【回答-総務予防室】:吹田市消防本部HPの【いざというとき(119番)】の項に、「電話がつながらないとき」という見出しを掲載し、クリックすると代替の方法を記載している項にアクセスできるようにいたしました。</p> <p>⇒早速、消防本部のHPに新たに項目を設けていただき、ありがとうございます。「メール119を利用」の方法を新しく知る事ができました。聴覚障碍の方は、知っておられるのかわかりませんが…。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月15日(土曜)から国際ろう者スポーツ委員会が主催のデフリンピックが東京で開催されます。 ・吹田市出身のバレーボールに戌丸奈美さん、吹田市内で働いておられるオリエンテーリングに丘村彰敏さん(高槻市出身)が出場されます。 <p>※吹田市の新着情報-R7年11月4日掲出の東京2025デフリンピック。高槻市のHP(東京2025デフリンピック)を参照願います。</p> <p>※日本では初めての開催であり、また1924年にパリで第1回デフリンピックが開催されてから、100周年の記念となる大会。</p> <p>※福祉部 障がい福祉室、危機管理室に供覧を願います。</p> <p>※市議会の健康福祉常任委員長に供覧を願います。</p>	ご意見を頂きましたとおり、11月7日に掲載いたしました。	総務予防室	R7.11.6	R7.11.7

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
6 C65-4.「市役所正面玄関右のミストシャワー装置は稼働されませんのでしょうか？」	<p>標題について、3回目:10月9日に投稿→10月23日に回答を頂きましたが、疑問点が有ります。</p> <p>[9/19市回答]:ミストシャワーの目詰まりが発生(7月7日)したため現在、修繕に係る手続きを進めているところです。</p> <p>[10/6市回答]:ミストシャワーのポンプがリコール対象になっていることが判明(7月17日)したため、(中略)ポンプメーカーによるリコール対応完了後に修繕を実施する予定。</p> <p>[10/23市回答]::(中略)ポンプメーカーによるリコール対応完了後に修繕を実施する予定。</p> <p>※今回のリコールについて、ネットで“ミストシャワーのリコール”で検索をすると、1件がヒット。⇒内容は、「アース線の接地が不十分な個体があり、漏電時に感電の恐れがあることが判明いたしました。現在のところ事故等は確認されておりませんが、万全を期して対象製品の無償修理を実施させていただきます。順次お客様へスケジュール確認のご連絡を差し上げます。」</p> <p>⇒添付画像。C65-4。メーカーのリコールについての案内</p> <p>*無償修理の対応開始日は2025年6月中旬を予定。*作業時間は1台あたり約60分を予定。*修理の内容は、アース線の接地不完全箇所にアースバーを取り付け、確実な接地を行います。</p> <p>市回答-1:ポンプメーカーのリコール発表は令和7年6月16日ですが、当該リコールの通知は、市に直接届いていません。このため、7月17日に修繕事業者に確認の際、リコール対象であることが判明しました。</p> <p>⇒車のリコールの場合の例:車のの製造メーカー→車の販売店→車の購入者の流れであり、今回のミストシャワー装置の場合は、製造メーカー→市役所の装置の設置業者に⇒吹田市の流れであり、今回は、市役所の装置の設置業者が吹田市への連絡漏れです。※安全に関わることであり、通常は連絡漏れはありません。</p>	<p>1)ミストシャワーについては、来期のミスト稼働開始までに問題なく稼働できるよう適切に修繕してまいります。</p> <p>2)本庁舎においては、災害時の水や電気系統等に関する緊急対応マニュアルがございます。</p>	総務室	R7.10.27	R7.11.10

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>市回答-2:リコール対応に関して、メーカー側には修理部分に係る品番等の報告や修理日程の調整を行っているところですが、修理日は決定していません。</p> <p>⇒添付画像。C65-4。リコール対象品の銘板・型番・製品No.について、画像で分かり易く説明有り</p> <p>⇒添付画像。C65-4。無償修理の内容の画像による説明。作業時間60分</p> <p>⇒メーカーの説明と市の回答内容に乖離が有ります。</p> <p>※メーカーに問い合わせをしたところ、「リコール対応(含む吹田市役所様)は、7月に対処済み」との事でした。⇒総務室の10/23の回答には、疑念が有ります。</p> <p>【まとめ】</p> <p>1)ミストシャワーの不具合発生(7月7日)から3か月余りが経過しましたが、修理について何の進展も見られません。私は、部外者であり現場の状況は分かりませんが、来年の酷暑期には稼働するように願います。再発防止のために原因の究明をされた方が良いと思います。これから冬季に入ります。水抜きは必要と思います。</p> <p>2)吹田市には、市役所を始めとして多くの施設の電気・通信・水道・下水などの電気・機械設備があります。地震が発生した場合の対応に不安が有ります。⇒マニュアルが整備されているのでしょうか？。</p> <p>※危機管理室に供覧を願います。</p> <p>※市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
7 窒息救助装置(喉詰まり吸引機)の設置希望	<p>給食のうずらの卵で窒息死されたお子さんのニュースを見て、全ての小学校に「窒息救助装置(喉詰まり吸引機)」を置くべきだと思い連絡させていただきました。</p> <p>調べてみると効果もあるし、値段もそこまで高いものではないので、ぜひ吹田市全ての小学校に置いてあげて欲しいです。</p>	<p>「うずら卵」の取扱については、令和6年2月に発生した小学校給食における窒息事故を受けて、文部科学省及び大阪府教育庁から提供を中止するのではなく窒息事故未然防止のポイントとして、通知がありました。本市といたしましてはこれを受けて、小学校給食におけるうずら卵の提供方法の見直しを行い、提供しております。</p> <p>本市の提供方法といたしましては、以下の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 毎年度、1学期は提供しない 特に、1年生は初めての集団給食になるため、この間に食べ方のマナーなどを身につけ、集団の給食時間に慣れてもらうことを優先します (2) 2学期以降の提供時には必ず「しっかり噛んでゆっくり食べましょう」と毎日のおしらせに記載し、給食前に読み上げることを徹底する (3) うずら卵が入っていることがわかるように、使用食材がシンプルな献立を心掛ける (4) 提供時には、通常以上に児童の状況を観察する <p>以上のように、本市といたしましては、うずら卵に限らずしっかり噛んでゆっくり食べることが事故を未然に防ぐことにつながると考えております。</p> <p>また、万が一のことを詰まらせるような事態が生じた場合は、文部科学省の食に関する指導の手引に基づき、119番通報するとともに、初期処置(背部叩打法や腹部突き上げ法など)に努めるなど、重大事故につながらないよう速やかに対処するよう、全校に周知しております。</p> <p>今後も安心で安全なそして様々な食体験ができるような給食の提供に尽力してまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。貴重なご意見、ありがとうございました。</p>	保健給食室	R7.10.21	R7.11.11
8 C88-2。「出口町1号線ほか道路改良工事」の自治会・市民への周知について	<p>標題について、工事が始まっていますが、植樹枠の中に設置されたいた“横断歩道の規制標識”が2か所撤去されています。前方の車に追随している場合は、横断歩道の視認性が低下します。</p> <p>⇒添付画像。C88-2。横断歩道標識撤去</p> <p>⇒添付画像。C88-2。通学遠足などでの横断。</p> <p>1)通勤・通学・買い物などで通行される方がおられますか、吹田警察署との事前協議は、いつされましたでしょうか?。仮撤去の期間中の措置、復元工事の時期・方法などの協議はどのようになっていますか?。工事業者の方には、どのような指示をされましたか?。</p> <p>⇒個人的には、横断歩道の標識の撤去時期をこんなに早くせずに、植樹枠の解体時に合わせてされたら、標識の無い期間が短くて済みます。もし可能であれば、標識の仮移設を先行されれば良かった。</p> <p>2)学校・父兄・自治会への周知は、できているのでしょうか?。</p> <p>※安心安全の街づくり宣言の担当部署の危機管理室に供覧を願います。</p> <p>※市議会の建設環境常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※市議会の健康福祉常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>平素は、市政発展のためにご協力いただき、厚くお礼申し上げます。令和7年10月30日に「市政に対するご意見・ご要望」でいただきました問い合わせについて、以下のとおり回答いたします。</p> <p>令和7年9月に工事全般及び標識移設後の位置や構造について、吹田警察と協議を行っています。道路交通法第80条の規定に基づいた協議で示された施工条件や指示を遵守し工事を行っています。</p> <p>現場の状況を確認し、撤去した標識について移設完了までの間、仮設置するよう指示し、11月5日に仮設置が完了しています。また、仮設置期間を短縮できるよう、工程計画の再検討を行います。</p> <p>以上、御理解のほど、よろしくお願ひいたします。</p>	道路室	R7.10.30	R7.11.11

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
9 C88-3。「出口町1号線ほか道路改良工事」の自治会・市民への周知について	<p>1)標題について、工事が始まっていますが、地域住民・学校・保育、幼稚園・父兄、自治会への周知は、出来ているのでしょうか?また車道を通られる車の運転手への工事に伴う片側交互通行の期間について周知が必要と思います。</p> <p>・工事延長が400m余り有り、周辺住民の生活圏は、西向き(阪急豊津駅・スーパーLIFE)と東向き(JR吹田駅北口・スーパーOASIS)の2方向に分かれていますが、工事の看板は西端に設置で東側には有りません。</p> <p>・工事概要図は、山手地区公民館の掲示板に掲示されていますが、道路向かいにあり、車道2車線の横断になります。自治会の回覧も無く、東向きの生活圏の住民の方は口コミでの情報収集になります。</p> <p>⇒添付画像。C88-3. 公民館の掲示板</p> <p>⇒添付画像。C88-3. 山手小学校の郊外学習</p> <p>⇒添付画像。C88-3. 片山保育園の駐輪状況</p> <p>2)車道を通られる運転手の方の中には、「何の工事?、交互通行はいつまで?」…と思っておられるかも…。工事中の看板の設置場所は、横断歩道の停止線の少し横に設置。⇒「朝の通勤時間帯は学童の横断や急いでいるので見てられへん」の状況。</p> <p>⇒添付画像。C88-3(右下)。水道の工事予告看板のように設置されませんでしょうか?。</p> <p>3)今回の工事で、ガードマンの歩道への配置で市民の安全確保が必要。他に吹田市道路室が発注の過去の工事で、ガードマンが不在・不足の現場が有り常態化。10月27日投稿のC88-1でもガードマンの配置について2か所有り。</p> <p>⇒添付画像。C88-3. ガードマンの歩道への配置が必要。他、ガードマン不在・不足。計4か所</p> <p>・道路室は、残りの工事区間について施工業者に、吹田警察署に申請の道路使用許可申請書に添付の交通整理図に記載のガードマン配置図のとおりの施工指示を願います。</p>	<p>(1)工事の周知について 10月27日にお問い合わせいただき、11月5日に回答した内容どおり、本工事の発注前と着手前に周辺自治会に説明しております。</p> <p>(2)工事予告看板について 近隣の方々に広く周知がなされるよう工事区間の東端及びくすのき遊園前の2箇所に工事看板を設置しておりますが、今回のご意見を受け、西端、東端付近に工事予告看板を追加設置いたします。</p> <p>(3)交通誘導員の配置について 交通誘導員は、吹田警察署と道路交通法第80条の規定に基づいた協議を行い、許可を得て配置しています。今後も通行者の安全確保を損なわないよう道路使用許可条件を遵守し工事を継続して参ります。</p> <p>(4)視覚障がい者への配慮について 植栽帯の撤去前に先行して点字シートの貼り付けを行うことや、植栽帯撤去後、横断防止柵を設置するまでの期間はカラーコーンによる歩車道分離措置を行うよう工事工程を見直し、歩道の鉄製ポールについては、視覚障がい者の通行に配慮して、点字シートの設置に合わせて撤去するよういたします。</p> <p>以上、御理解のほど、よろしくお願ひいたします。</p>	道路室	R7.11.5	R7.11.11

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>4)視覚障がいの方は、介助者がいない時には、植樹枠の縁に白杖の先を当て、“コンコン”という音で歩道の端の位置を認識して歩行されています。(除く弱視の方) ⇒添付画像。C88-3。視覚障がい者と介助者の有無 ・植樹枠が除却されると、頼りにしていた白杖の先を当て、“コンコン”という音での認識が出来ずに困られると思います。 ・私が過去に時々見かけていた視覚障がいの方が進路誤りをされ、声掛けでいつもの進路へ…。カーブしている道路や途中で車・自転車や人などイレギュラーが生じると、位置・方向感覚に迷いが生じていう。 ⇒添付画像。C88-3。視覚障がい者-進路誤りで声掛け 5)歩道の真ん中にバイクの侵入防止の鉄ポールの撤去は、点字タイルを施設されるまで撤去されない方が良さそう。白杖の先の“カンカン”という音で、位置の認識が出来ます。 ※福祉部 障がい福祉室ならびに“安心安全まちづくり”の主管部の危機管理室に併覧を願います。 ※市議会の健康福祉常任委員長に併覧を願います。 ※市議会の建設環境常任委員長に併覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。</p>				
10 C87-「10月25日(土)の吹田市地域防災総合訓練」の広報について	<p>標題について、昨年は当日の訓練状況の様子をライブカメラ・YouTubeで公開されていましたが、今年は有りませんでした。 ・吹田市は、訓練状況を録画されれば、YouTubeで市民に紹介されませんでしょうか？。 ・吹田市は、非常災害時では“自助”・“共助”・“公助”が必要…と言っておられます。“自助”・“共助”のレベルアップのためにもお願いをいたします。</p>	<p>平素は、本市防災行政に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。 さて、御指摘いただきました件につきまして、今年度も当日の訓練状況の様子をYouTubeのライブ配信にて公開しており、アーカイブ動画も掲載しております。 ぜひ一度併覧いただき、自身の災害への備えに繋げていただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>	危機管理室	R7.10.27	R7.11.13
11 ペットボトル	<p>何故 ペットボトルの回収をゴミの回収と同じようにやらないのですか？リサイクルの一番手だと思うのですが、市役所のサイトでは拠出地の情報は書いてありますが、私たちにとってゴミ回収時に回収してもらうのがありがたいのですが、なにか権益みたいのがあるのですか？</p>	<p>本市では、ペットボトルの回収につきましては、市民の皆様に拠点回収でのご理解とご協力のお願いをしているところでございます。これは、再利用を目的としていることから食品残渣等で汚濁していると資源化が困難になるためです。こうしたことから、再利用の意識の高い方に拠点まで出向いていただくことで、品質が安定した精度の高い再利用が可能となっております。 回収容器につきまして、本市が独自に設置しているもの、事業者等の協力をいただいているものなど合わせまして市内に116箇所(建て替えによる休止中含む)ございますが、その他各飲料メーカーや事業者による独自の回収ルートで資源化していただいています。 また、拠点回収場所へ出向いて排出するのが困難な方につきましては、燃焼ごみとして排出していただき、収集後に資源循環エネルギーセンターで焼却処理を行い、焼却熱を利用して発電するとともに同センター内の給湯及び冷暖房の熱源回収としたサーマルリサイクルを行っております。 ご理解とご協力よろしくお願いいたします。</p>	事業課	R7.11.7	R7.11.13

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
12 C84-大規模災害発生時の「一時避難地」の案内板が取り外されています。」	<p>標題について、関西大学一高のフェンスに取り付けられていた“一時避難地”の案内板が、校舎の工事により、取り外されています。 ⇒案内板には、吹田市と関西大学の設置者の名前が有り、自治会および周辺住民への代替案・期間などの周知が必要だと思います。 ⇒添付画像。C84-“一時避難地”の案内板。上:工事前。下:現在 ⇒添付画像。C84-“一時避難地、閉鎖中の案内板(他所の例)</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>平素は、本市防災行政に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。 さて、御指摘いただきました件につきまして、御回答が遅くなり申し訳ございません。 頂戴しましたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。 どうぞよろしくお願ひいたします。</p>	危機管理室	R7.10.20	R7.11.17
13 C94-市HPの「女性に対する暴力をなくす運動」のサイトの改善提言。	<p>1)標題について、10月31日に市HPの新着に掲出をされましたが、文字情報のみです。「W(ダブル)リボンマークを考案し」…の語句は有りますが、マークの画像が必要。 ⇒添付画像。C94-「女性に対する暴力をなくす運動」のサイト。吹田市 ・サイトを見られる方は、被害に遭った方、被害に遭いそうになった方。初めてこのサイトを見られる方に分かり易くされたら…。被害の状況、相談件数、相談窓口などの記載が有りません。</p> <p>2)大阪府警のリンクの貼り付けが必要。発生状況・被害に遭わないので・相談・法律改正など14項目。 ⇒添付画像。C94-大阪府警「子供や女性を守るために」のサイト。 14項目 ⇒添付画像。C94-大阪府警「令和6年中の性犯罪の発生状況」(部分)。件数・被害者の学職別(学生が多い)・被害者年代別・発生時間別・発生場所別など</p> <p>3)北摂他市の広報内容の画像を添付。⇒吹田市の現況把握・分析、相談内容などから他市の取り組みで参考になる事を採用されませんか?。 ⇒添付画像。C94-池田市。DV相談件数の推移 ⇒添付画像。C94-箕面市。災害時の暴力 ⇒添付画像。C94-豊中市。 ⇒添付画像。C94-摂津市。 ⇒添付画像。C94-茨木市。 ⇒添付画像。C94-高槻市。性犯罪の法律改正。⇒吹田市のHPには、法律改正について検索しましたが、ヒットしませんでした。 ※安心安全の街づくり宣言の担当部署の危機管理室に供覧を願います。 ※市議会の文教市民常任委員会の委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>この度は御意見をいただきまして、ありがとうございます。いただきました御意見を踏まえ、W(ダブル)リボンマークや児童虐待及びDVに関する相談窓口が分かるように、ホームページを修正いたしました。 今後も他自治体の広報を参考にしながら、分かりやすく市民の皆様に情報をお伝えできるよう努めてまいります。</p>	人権政策室	R7.11.4	R7.11.17

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
14 C92-11月の令和7年「自転車マナーアップ強化月間」の実施について周知が必要。	<p>標題について、大阪府が10月2日にHPに掲出されていますが、吹田市HPの新着情報には掲出されていません。令和8年4月より自転車の交通違反に反則金が科されることから市民への周知が必要と思います。他市では、10月に周知されています。</p> <p>⇒添付画像。C92-令和7年「自転車マナーアップ強化月間」のポスター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市では、昨年10月25日に市HPに「自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されます(令和6年11月1日施行)」を掲出され、1年が経過しましたが、現状の市民のルール・マナーの遵守については、法の施行まで残り5か月では困難かと思われます。 ・大阪府交通対策協議会の強化月間の重点は「自転車の交通ルール遵守の徹底。自転車のヘルメット着用の推進。放置自転車の追放」の3項目。 ・大阪府交通対策協議会の強化月間の進め方(抜粋)「市(区)町村を中心として、地域住民と一体的な交通安全運動を展開する。」 <p>⇒添付画像。C92-「自転車マナーアップ強化月間」の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞・ネットのニュースでは、先週から多くの報道がされています。大阪では昨年、自転車の死亡事故が34件発生し、2年連続全国ワーストとなった。 ⇒添付画像。C92-車で違反しなくても…自転車の違反で車の免停347件。大阪で激増。サンケイ新聞10月31日 【要望】:市HPの「防犯・交通安全のサイト」。吹田警察署のリンク先の貼り付けがあれば、市民には便利だと思います。 ⇒添付画像。C92-「防犯・交通安全のサイト」。吹田警察署のリンクを※市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。 <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>平素より、本市行政に御理解と御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。</p> <p>本市のホームページに警察署のホームページのリンクを貼付けるには、関係各所との協議等が必要になるため、即時での対応はいたしかねます。</p> <p>しかし、ご要望いただいた内容は、市民にとって便利であることは理解しておりますので、関係各所に働きかけてまいります。</p> <p>また、大阪府警のホームページでは交通安全等についてより多くの情報を得ることができますので、そちらをご参照ください。</p> <p>以上、御理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	総務交通室	R7.11.4	R7.11.18
15 C93-市HPの「令和7年度人権週間啓発パネル展を開催します」の改善提言。	<p>1)標題について、10月24日に市HPの新着に掲出をされましたが、このタイトルでは市民は、パネル展の内容が分かりません。</p> <p>⇒添付画像。C93-「人権週間啓発パネル展を開催します」の新着タイトル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイトを開くと、「12月10日から12月16日は「北朝鮮による拉致問題」を開催します」と記載有り。 ⇒市民部 人権政策室は、タイトルに具体性を持たせて、来場者の増加ならびに市民への啓蒙を図られたら良いかと思います。 ※以前、吹田市立平和祈念資料館が毎月「平和映画会」を開催します…のタイトルでしたが、「タイトルに映画の題名を付記されませんか」と提言。現在は題名を付記したタイトルで新着のHPに掲出されて分かり易いです。 2)12月10日から16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。アニメ「めぐみ」・「拉致被害者御家族ビデオメッセージ」の上映をお願いいたします。 ⇒添付画像。C93-。他市HPでの上映内容。 ※広報課に供覧願います。 ※市議会の文教市民常任委員会の委員長に供覧を願います。 <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について</p> <p>御指摘のとおり、タイトルに具体的な内容を記載しておらず、開催内容が分かりにくい表記であったため、タイトル名を『令和7年度人権週間啓発パネル展「北朝鮮による拉致問題」を開催します』に修正いたしました。</p> <p>今後、市民の方にとって分かりやすいホームページ掲載に努めます。</p> <p>2)について</p> <p>拉致問題は国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、この問題に関する理解促進のため、本市においても啓発パネル展や舞台劇など、様々な啓発事業を進めているところです。</p> <p>アニメ「めぐみ」については、令和7年12月に平和祈念資料館にて上映を予定しております。詳細については添付ファイル「平和映画会予定表」を御確認ください。</p> <p>アニメ「拉致被害者御家族ビデオメッセージ」については、令和8年1月27日(火)メイシアターにて開催を予定しております「拉致問題啓発舞台劇『めぐみへの誓い-奪還-』」の中で、一部上映を予定しております。</p>	人権政策室	R7.11.4	R7.11.18

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
16 C89-「大阪880万人訓練の実施」について市HPに掲出が必要。	<p>標題について、大阪880万人訓練が11月5日に実施されますが、市HPに掲出がされていません。吹田市は“防災”について“自助・共助・公助”を言われています。“自助・共助”について、市民・企業への訓練情報の提供で市民・企業の防災意識を高めて頂く必要があると思います。</p> <p>⇒添付画像。C89-大阪880万人訓練の検索。2024年もなし・北摂の自治体では、大阪880万人訓練をHPなどで市民への周知を既に10月1日頃からされています。(能勢町、豊能町、池田市、豊中市、摂津市、茨木市、高槻市、島本町)</p> <p>※市HPの10月30日の新着情報の「8月20日実施 全国瞬時警報システム全国一斉情報伝達訓練(第2回)のお知らせ」は間違っています。速やかに訂正が必要。</p> <p>⇒添付画像。C89-8月20日実施 全国瞬時警報システム全国一斉情報伝達訓練。市HPの10月30日</p> <p>※市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>大阪880万人訓練については、いただいた意見を参考に今後情報発信に努めてまいります。</p> <p>ご指摘いただきましたとおり、掲載内容に誤りがございました。今後、掲載情報に誤りが生じないよう注意してまいります。</p>	危機管理室	R7.10.31	R7.11.20
17 C90-「11月5日実施 全国瞬時警報システム全国一斉情報伝達訓練(第2回)のお知らせ」は間違っています。	<p>1)標題について、10月31日に市HP新着に掲出されましたが、11月5日は、「緊急地震速報訓練」です。「全国瞬時警報システム全国一斉情報伝達訓練(第2回)」は、11月12日です。速やかに訂正が必要。</p> <p>⇒添付画像。C90-10月31日新着「11月5日実施 全国瞬時警報システム全国一斉情報伝達訓練(第2回)」※間違い</p> <p>⇒添付画像。C90-11月5日は、「緊急地震速報訓練」です</p> <p>⇒添付画像。C90-全国瞬時警報システム全国一斉情報伝達訓練(第3回)は、11月12日です。</p> <p>2)11月5日には「大阪880万人訓練」が同時に実施されることから、市民の防災訓練が取組しやすいように、混乱しないようにするため、タイトルに工夫が必要だと思います、</p> <p>⇒添付画像。C90-[他市の例] 緊急地震速報訓練と大阪880万人訓練(11月5日)の併記</p> <p>※市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について ご指摘いただきましたとおり、掲載内容に誤りがございました。今後、掲載情報に誤りが生じないよう注意してまいります。</p> <p>2)について 同時に実施される「緊急地震速報訓練」との混乱を防ぐための手段として、いただいた意見を参考に今後より良い情報発信に努めてまいります。</p>	危機管理室	R7.11.4	R7.11.20

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
18 11/5の吹田市からの地域を超えてのアラートについて	<p>〇〇と申します。 「大阪市」淀川区在住です。</p> <p>当日、いわゆる避難訓練メールが大阪府主導で行われましたが、淀川区と関係のない吹田市からメッセージがきた理論的理由を明確に述べていただくようお願ひいたします。</p>	<p>平素は本市防災行政に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、標記の件につきまして、大阪880万人訓練は、災害を想定した情報発信を通じて、一人ひとりが事前に考え、災害時の身を守る行動を取り組み、再確認していただくことを目的に、大阪府・大阪市・堺市が主催となり実施されているもので、吹田市も同訓練に参加して様々なツールを用いた情報発信の訓練を実施しております。</p> <p>訓練時の緊急速報メール/エリアメールの発信においては、各携帯キャリアが概ね市町村を単位として設定している発信エリアを用いることから、市の境界近くにいる場合は、電波の状況等によって近隣市の情報も届く場合がございます。緊急速報メール等は各携帯キャリアによって運用されていることから、当該情報については各キャリアの緊急速報メール等のページにも記載されているほか、本市ホームページにおいても注意事項として近隣市の情報を受信するケースがある旨を記載しております。</p> <p>参考に下記のリンクを添付いたします。</p> <p>https://www.ntt-docomo.ne.jp/service/areamail/notice/?d=2&p=1,2 https://www.au.com/mobile/anti-disaster/kinkyusokuho/ https://www.softbank.jp/mobile/service/urgent_news/ https://network.mobile.rakuten.co.jp/guide/emergency-alert-mail/ https://www.city.suita.osaka.jp/anzen/1017894/1017903/1017907/1004234.html</p> <p>なお、同様の事象は訓練だけでなく災害時にも生じ得るものであるため予め御留意いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>今後とも本市防災行政に御協力いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。</p>	危機管理室	R7.11.7	R7.11.20

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19 北千里駐輪場について	<p>・翌日以降の出張に向けて旅立つため、11日夜(駐輪場管理人不在時間)に自転車を止め、13日夜(駐輪場管理人不在時間)に出張から帰ってくると、無断駐輪とされ係留されていた。管理人不在のときには駐輪場を使うためにはどうしたらいいのか。</p> <p>・係員を常駐させるのは現実的でない。しかしながらライフスタイルの関係で管理人滞在時に使用できない人もいることから、箕面萱野駐輪場のようなゲート管理の導入を検討していただきたいです。</p>	<p>現地より留置きのルールについて聞き取りを行い確認いたしました。阪急北千里北自転車駐車場については、1日目は鍵をせず、2日目以降になると鍵をかける対応のようでした。場内掲示のとおり2日以上となる場合は、申し出て頂きますようよろしくお願いいいたします。事前に電話で結構ですので管理人までお知らせください。連絡なく10日以上駐車されますと移送対象となりますのでお気を付けください。</p> <p>また、自動化についてですが、市内自転車駐車場につきましては順次自動化されており、現在一時利用が手売りされている自転車駐車場は32施設中5施設です。北千里につきましては、構造上の問題でゲート化が難しい施設となっております。どのような形で自動化を行うか今後検討してまいります。</p> <p>阪急北千里駅前北自転車駐車場 連絡先 06-6835-2627</p>	総務交通室	R7.11.14	R7.11.20
20 C95-災害発生時の「緊急避難集合場所」の案内板が無くなっています。」	<p>標題について、片山公園内の親水池の柵に取り付けられていた災害発生時の「緊急避難集合場所」のパネルが無くなっています。</p> <p>※取り付け具がプラスティック製の結束バンドですが、屋外用を使用または、簡単に外れない方法の検討を願います。</p> <p>⇒添付画像。C95-災害発生時の「緊急避難集合場所」のパネル。上:2019年5月。下:2025年11月</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>平素は、本市防災行政に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、御意見、御指摘いただきました件につきまして、緊急避難集合場所は、各地域が独自に定める集合場所になりますので、各地域にも確認をさせていただきます。</p> <p>頂戴しましたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいいたします。</p>	危機管理室	R7.11.6	R7.11.21

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
21 市職員の文章スキルが低すぎる2	<p>11月7日の土木部総務交通室の回答は、市職員の文章スキル、さらには論理力の低さを証明するものです。</p> <p>>「吹田市自転車等の放置防止に関する条例」施行当初は分類がされており、一般的に理解されやすい</p> <p>この文章は、以下のどちらの意味か不明です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 条例に書かれていた言葉だから、市民は条例を読んで知っている 2. 条例には理解されやすい言葉が使われるから「ミニバイク」も理解されやすい言葉である <p>根拠が十分に説明されていないため、複数の意味にとれます。このような文章はビジネス文書として不適切です。</p> <p>仮に1だとした場合、以下の理由によりその理屈は成立しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民がすべての条例文を読み、把握しているわけがありません ・吹田市内にいるのは吹田市民だけではありません(他市の市民は吹田市の条例を把握していないくて当然) ・現在の条例に「ミニバイク」という言葉はありません <p>仮に2だとした場合、以下の理由によりその理屈は成立しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例にある言葉だから理解されやすいことにはなりません。法律の文章はわかりにくいとは、一般的にいわれていることです ・条例に不適切な言葉が使用されることはあり得ます <p>>条例対象外のバイクが駐車可能であるという趣旨ではございません</p> <p>・市の掲示文からは「条例対象外のものも含めて停められない」とは読み取れません</p> <p>・市民は掲示文に書いてないことを読み取れる超能力者ではありません</p> <p>・警察が取り締まるなら、なおさら「オートバイ」など包括的な表現を用いるべきです</p> <p>いずれの回答も、「バイク」か「オートバイ」もしくは「二輪車」と書かずには「ミニバイク」と書いた理由になっていません。</p> <p>ビジネス文書は、相手に誤解なく意図が伝わることが重要です。「書いてないことをまで読み取って欲しい」というのは、自分の表現の不備を棚に上げた、読み手に対する甘えです。</p> <p>これはビジネスの初歩であり、多くのビジネス書に書いてあることです。平均年収606.5万円の社会人がそれを知らないのはあまりに恥ずかしいことです。</p>	<p>平素は本市行政に御協力いただきまことにありがとうございます。「市職員の文章レベルが低すぎる2」につきまして頂きましたご意見を真摯に受け止め、今後の放置自転車等対策業務に活かしていきたいと思います。</p> <p>この度は貴重なご意見を頂きまことにありがとうございます。</p>	総務交通室	R7.11.10	R7.11.21

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
22 C96-「大阪府の最低賃金(地域別最低賃金)"が時間額1,177円に改定」について市HPでの周知要。	<p>標題について、大阪府最低賃金は令和7年10月16日から、1,177円に改定されました。ネットのニュースでは、9月頃に報道がされましたが、吹田市民への周知は、市報の11月号の20頁に掲載。</p> <p>⇒情報量も非常に少なく、QRコードが有りません。問い合わせ先が、大阪労働局労働基準部賃金課と電話番号のみです。</p> <p>⇒添付画像。C96-大阪府の最低賃金-市報11月号</p> <p>1)吹田市の市HPへの掲出は、都市魅力部 地域経済振興室が9月10日にされていますが、市HPの新着情報に掲出されておらず、市民および事業者への周知が出来ていないように思えます。</p> <p>・共働き世帯が約7割、多くの大学生のアルバイトなどがおられる事から市HPでも周知が必要だと思います。</p> <p>⇒添付画像。C96-大阪府の最低賃金- 地域経済振興室が9月10日のサイト。吹田市</p> <p>⇒添付画像。C96-大阪府の最低賃金-9月10日の新着情報になし。</p> <p>2)地域経済振興室のサイトには、「最低賃金制度-※」についての説明文の記載が有りません。</p> <p>※(国が賃金の最低額を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に…)(すべての労働者を対象とする「大阪府最低賃金」と、特定の産業の労働者を対象とする「特定(産業別)最低賃金」とがあり、それぞれ原則として臨時・パートタイマー・アルバイトなどを含むすべての労働者に適用されます。)</p> <p>⇒添付画像。C96-大阪府の最低賃金。高槻市HP</p> <p>⇒添付画像。C96-大阪府の最低賃金。茨木市HP</p> <p>⇒添付画像。C96-大阪府の最低賃金。摂津市HP。罰則規定。</p> <p>3)欲を言えば、摂津市のように“罰則規定”的リンクが必要。外国人の労働者もおられることから“外国人の方へ-大阪労働局”的リンクが必要。中核市である吹田市のブランドとして、あれば良いと思います。</p> <p>⇒添付画像。C96-最低賃金法の違反の罰則について。大阪労働局</p> <p>⇒添付画像。C96-外国人の方へ。大阪労働局</p> <p>※広報課に供覧願います。</p> <p>※市議会の文教市民常任委員会の委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>平素は、本市労働行政に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本市ホームページにおける最低賃金の改定に関する周知内容につきましては、見直しを行い変更させていただいております。</p> <p>また、今後最低賃金の改定がなされた際の市報での広報につきましても、御意見を参考にさせていただきます。</p>	地域経済振興室	R7.11.17	R7.11.21

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
23 C97-契約検査室の「大阪府の最低賃金(地域別最低賃金)改定のお知らせ」について市HP(新着情報)での周知要	<p>1)標題について、大阪府最低賃金は令和7年10月16日から、1,177円に改定されました。総務部 契約検査室は、市HPの“入札に関するお知らせ・通知”のサイトに9月9日に掲出されていますが、市HPの新着情報に掲出されていません。またサイトには、22項目があり、各項目には“更新年月日”的表記がされていない事から応札される事業者には、更新の有無が分からずのサイトです。各項目の末尾に“更新年月日”的表記をされるか、またはサイトの冒頭に“新着情報欄”を設けられたら分かり易いと思います。</p> <p>⇒添付画像。C97-吹田市の“入札に関するお知らせ・通知”的サイト。22項目</p> <p>⇒添付画像。C97-大阪府の最低賃金-契約検査室が9月9日のサイト。吹田市</p> <p>⇒添付画像。C97-大阪府の最低賃金-9月9日の新着情報なし。吹田市</p> <p>2)摂津市のように“罰則規定”的リンクが有れば良いと思います。</p> <p>⇒添付画像。C97-大阪府の最低賃金。摂津市HP。罰則規定。</p> <p>※広報課に供覧願います。</p> <p>※市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>更新年月日の表示などに係る御意見についてホームページ作成システムを所管する広報課と内容を共有し、今後もより分かりやすいホームページ作成に努めてまいります。</p> <p>また、お知らせに関連するリンクの他市事例につきましては、参考にさせていただきます。</p>	契約検査室	R7.11.17	R7.11.21

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
24 特別児童扶養手当の事務運用について改善を求める	<p>現在、特別児童扶養手当を受給しており、手続きの負担軽減のために改善を訴えていますが、改善されません。</p> <p>なぜ、特別な児童を介護している負担がある受給資格者の意見を受け入れないのでしょうか。</p> <p>障がい福祉室だけの凝り固まった意見ではなく、吹田市として真摯な対応をお願いします。</p> <p>以下、3点の改善を求める。</p> <p>1、特別児童扶養手当の申請書様式、診断書様式のホームページ掲載</p> <p>2、所得状況届の提出期間を短縮しない</p> <p>3、所得状況届の用紙を郵送し、郵送申請するのか、窓口申請するのか、対象者に判断を委ねる</p> <p>対応経過は以下のとおりです。</p> <p>1、市民→障がい福祉室 【受付日時】: 2025-08-04 23:10:18 【参照元URL】: https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1018677/1014874.html <件名> 令和7年度 特別児童扶養手当の所得状況届の提出について <お問い合わせ内容> 担当者様 受給資格者:○○ ○○</p>	<p>1について</p> <p>申請書様式につきましては、複写式の用紙であり、用紙によって記載内容が異なることからコピーで対応することもできないため、ホームページに掲載することはできかねます。</p> <p>診断書様式につきましては、大阪府に確認したところ、本市と同様に提出誤りを防止するため、掲載をしていないとのことでしたので、現在のところ掲載は見送らせていただきます。同様のお声が多数寄せられた場合や、大阪府からの指導があった場合には再度検討させていただきます。</p> <p>なお、様式等につきましては、お電話やホームページからのお問合せで郵送を希望する旨のご連絡をいただいた場合には郵送対応をしております。</p> <p>2について</p> <p>提出期間につきましては、大阪府へ審査を依頼するために吹田市においても処理が必要であり、締切直前に提出が殺到し、その後不備の修正などが必要となった場合に、11月の定期支払いに間に合わないといった事態を防止するため、短縮させていただいております。案内文に記載の提出期限を経過してから提出した場合でも、可能な限り早急に処理させていただいております。</p> <p>なお、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第13条第3項において、市町村長が行う事務として、各種届出や書類の提出が挙げられており、事務処理については、各市において行っております。</p> <p>3について</p> <p>所得状況届のほかに追加で書類退出が必要な世帯もあることから、一斉に郵送とすることはできかねます。</p> <p>また、大阪府へは原本の送付が必要であるため、用紙紛失のリスクを考慮すると、郵送を希望しない方に対してまで郵送することはできかねます。</p>	障がい福祉室	R7.11.11	R7.11.25

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>令和7年8月12日(火)から8月29日(金)までに来庁が困難ですので、代替方法をご教示ください。</p> <p>また、特別な児童を介護している負担がある受給資格者に対して、窓口への来庁を強いる理由を教えてください。</p> <p>児童手当においては、郵送申請、電子申請、申請書類式のホームページ掲載がありますが、同等のことが特別児童扶養手当において、行えない理由を教えてください。</p> <p>https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1018219/1018222/1005540.html</p> <p>何か法律的な決まりがあるのであれば納得しますが、運用上の問題でしたら、改善してください。</p> <p>また、大阪府の記載では、締切は9月11日とありますが、吹田市のみ短期間にする定めがあるのでしょうか。</p> <p>https://www.pref.osaka.lg.jp/o090135/kateishien/teate/tokubetsujihu.html</p> <p>2、障がい福祉室→市民 2025/08/08 9:45</p> <p>○○様</p> <p>お世話になっております、吹田市役所障がい福祉室で特別児童扶養手当の担当をしております、○○と申します。</p> <p>ホームページからお問い合わせいただきました特別児童扶養手当の所得状況届の提出につきまして、下記のとおり回答いたします。</p> <p>期限内に来庁が困難な方は、郵送での提出も承っております。所得状況届原本を記入見本と合わせてご自宅に簡易書留で郵送させていただきますので、記入後、ご返送いただきますようお願いします。</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>原則来庁いただいている理由につきましては、主に2点ございます。まず、所得状況届原本に支払先や所得が印字されており、郵便事故等が発生した場合に個人情報の漏洩を防止するためです。また、郵送でご提出いただく場合、記入内容の不備が多く、市からの返送や再度ご郵送いただく時間を考慮すると、府への送付が遅れ11月の定時支払いに間に合わないといった事態が想定されるため、窓口で対応させていただくことにより、記入漏れ等をその場で解消できるように努めているためです。</p> <p>特別児童扶養手当の認定については、申請に必要な書類のうち、原本の提出を求めているものがあり(戸籍謄本や診断書等)、吹田市で受理した書類を判定機関である大阪府へ送付する必要があるため、電子申請の導入は現時点では困難です。郵送申請については現在もご希望される方には対応させていただいており、その旨をホームページでも掲載しています。申請書類のホームページ掲載につきましては、書類の提出誤りなどによる申請者の過度の負担を防ぐため現在は実施しておりませんが、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>提出期間につきましては、大阪府へ審査を依頼するために吹田市においても処理が必要であり、他市町村と比較して受給者が多く、締切直前に提出が殺到し、11月の定時支払いに間に合わないといった事態を防止するため、短縮させていただいております。案内文に記載の提出期限を経過してから提出した場合でも、可能な限り早急に処理させていただいておりますので、ご了承いただければ幸いです。</p> <p>ご不明な点がございましたら下記担当までお問い合わせください。</p> <p>3、市民→障がい福祉室 2025/08/25 22:20</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>吹田市 福祉部 障がい福祉室 紙付グループ ○○ 様</p> <p>ご連絡ありがとうございます。</p> <p>期限内に来庁が困難な方は、郵送での提出も承っております。所得状況届原本を記入見本と合わせてご自宅に簡易書留で郵送させていただきますので、記入後、ご返送いただきますようお願いします。</p> <p>→簡易書留で書類が届きました。 記入ができたので、明日、特定記録郵便で送付予定です。</p> <p>また記載方法について疑義があります。 ⑦は、裏面をみると、対象児童の記載は不要ではないでしょうか。 「受付日を空欄にするように」とありますが、吹田市が勝手に受付日を記載するのはおかしくないですか。</p> <p>原則来庁いただいている理由につきましては、主に2点ございます。 まず、所得状況届原本に支払先や所得が印字されており、郵便事故等が発生した場合に個人情報の漏洩を防止するためです。</p> <p>→郵便事故を防ぐことは困難であり、今回のように簡易書留も追跡調査や補償の判断ができるだけです。 また郵送で案内文が届いている時点では、特別児童扶養手当の受給者であることは分かりますし、支払先や所得が重要で、他の個人情報が漏れても良いと判断できないと思います。 本件に限らず、すべての通知書が個人情報が漏れてはいけない対象だと思うので、理由にならないと考えます。</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>また、郵送でご提出いただく場合、記入内容の不備が多く、市からの返送や再度ご郵送いただく時間を考慮すると、府への送付が遅れ11月の定時支払いに間に合わないといった事態が想定されるため、窓口で対応させていただくことにより、記入漏れ等をその場で解消できるように努めているためです。</p> <p>→記入内容の不備がある一部の受給者のために、他の受給者に負担を強いるのは間違っていると思います。 受給者のミスにより定時支払いが遅延するのは致し方ないことではないですか。 上記の文書を案内文に記載した上で、郵送も対応可能であると明記すればよかったのではないか。 両面印刷の案内ですが、余白が十分にあり、記載可能だったはずです。</p> <p>特別児童扶養手当の認定については、申請に必要な書類のうち、原本の提出を求めているものがあり(戸籍謄本や診断書等)、吹田市で受理した書類を判定機関である大阪府へ送付する必要があるため、電子申請の導入は現時点では困難です。</p> <p>→現時点では困難な旨、承知しました。</p> <p>郵送申請については現在もご希望される方には対応させていただきたいており、その旨をホームページでも掲載しています。</p> <p>→案内文には、「ご相談ください」としか記載がありませんでした。 案内文に記載しなかったのは、なぜでしょうか。 そちらの事務負担軽減のために、受給者に負担を強いているようにしか感じません。</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>何度も言いますが、「特別な対応が必要な児童であり、その監護をしている受給者」に対して、「大阪府の規定より短期間で窓口来庁を求める」負担を強いるのはおかしくないですか。</p> <p>申請書類のホームページ掲載につきましては、書類の提出誤りなどによる申請者の過度の負担を防ぐため現在は実施しておりませんが、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>→書類の記載がないことによって、申請者に過度な負担を強いていますので、いますぐ掲載してください。 「提出誤りになる可能性もあるので、事前のご相談をお勧めします」と案内すればよいのではないですか。</p> <p>茨木市においては掲載されているようです。 隣の市では掲載できて、吹田市では掲載できない理由を教えてください。</p> <p>・茨木市(書式がアップされています) https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kenkof/syogai/fukushika/jkhjhuhuh/koufukanri/58863.html</p> <p>提出期間につきましては、大阪府へ審査を依頼するために吹田市においても処理が必要であり、他市町村と比較して受給者が多く、締切直前に提出が殺到し、11月の定時支払いに間に合わないといった事態を防止するため、短縮させていただいております。案内文に記載の提出期限を経過してから提出した場合でも、可能な限り早急に処理させていただいておりますので、ご了承いただければ幸いです。</p> <p>→判定期間は大阪府ではないのですか。 吹田市の独自施策であったり、吹田市に判定機関があるのであれば、偏るのは分かります。</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>他市町村と比較して受給者が多いというのであれば、そのデータをご提示ください。</p> <p>期間を短縮して、市民の負担を増やすのではなく、事務担当者を増やすなどの対策が本來だと思います。</p> <p>また予め、申請書を郵送すれば、窓口対応の負担も減るのではないかですか。</p> <p>提出期間を短縮する権限が市町村にあるのでしょうか。</p> <p>根拠となる文書をご教示ください。</p> <p>私なりに調べましたが、吹田市として、提出期間を短期間に定められる根拠は見つかりませんでした。</p> <p>また大阪府内の中核市においても、ホームページ上で期間を短縮している市は見つけられませんでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 枚方市 https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000030552.html 高槻市 https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/36/2521.html 寝屋川市 https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kodomo/kodomowomamoruka/kodomotantou/1379554140711.html 八尾市「郵送不可」と記載があり、不適切であると考えます。 https://www.city.yao.osaka.jp/kosodate_kyouiku/kosodate_shien_teate/1003917/1003941/1003947.html 豊中市 				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/shougai/syogaifukushi_shimin/teatenado/tokubetujidouhuyou.html ・東大阪市 https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000003111.html ・大阪府 https://www.pref.osaka.lg.jp/o090135/kateishien/tea/te/tokubetsujihu.html</p> <p>調べると、以下の法律に辿り着きました。 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 https://laws.e-gov.go.jp/law/350CO0000000207</p> <p>特別児童扶養手当と特別障害者手当、障害児福祉手当が同一の取り扱いに見えるのですが、事務手続きは異なるのでしょうか。 広報では、特別児童扶養手当は「用紙」、特別障害者手当と障害児福祉手当には「案内」を送付すると記載があります。 運用が異なるのはなぜでしょうか。 特別障害者手当と障害児福祉手当も同様に改善してください。 https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page/001/040/045/HP1/R07_08_08-09.pdf</p> <p>ご連絡をお待ちしております。</p> <p>4、障がい福祉室→市民 2025/09/03 13:03 ○○様</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>お世話になっております、吹田市役所障がい福祉室の〇〇と申します。</p> <p>先日お問い合わせいただいた件につきまして回答いたします。</p> <p>⑦は、裏面をみると、対象児童の記載は不要ではないでしょうか。「受付日を空欄にするように」とありますが、吹田市が勝手に受付日を記載するのはおかしくないですか。</p> <p>&gt;⑦は、扶養義務者がいない場合は対象児童を記載するよう大阪府から依頼があるため、該当者がいない場合は対象児童を記載いたしております。</p> <p>基本的に窓口にて日付を記載いただいているが、郵送の場合、受付不可の日付を書かれる方がおられ、修正のやり取りを再度郵便にて行うことで時間を要することから空白での提出をお願いしておりますが、今後のご案内については再度検討させていただきます。</p> <p>郵便事故を防ぐことは困難であり、今回のように簡易書留も追跡調査や補償の判断ができるだけです。</p> <p>また郵送で案内文が届いている時点で、特別児童扶養手当の受給者であることは分かりますし、支払先や所得が重要で、他の個人情報が漏れても良いと判断できないと思います。</p> <p>本件に限らず、すべての通知書が個人情報が漏れてはいけない対象だと思うので、理由にならないと考えます。</p> <p>&gt;普通郵便よりは、簡易書留の場合は直接郵便局員からお受け取りいただくことから、情報漏洩のリスクはかなり低減できると考えております。</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>記入内容の不備がある一部の受給者のために、他の受給者に負担を強いるのは間違っていると思います。</p> <p>受給者のミスにより定期支払いが遅延するのは致し方ないことではないですか。</p> <p>上記の文書を案内文に記載した上で、郵送も対応可能であると明記すればよかったです。</p> <p>両面印刷の案内ですが、余白が十分にあり、記載可能だったはずです。</p> <p>&gt; 定期支払が停止されてしまうと生活が困窮される受給者もおられますことから、可能な限り多くの方の支払いが間に合うように配慮させていただいております。</p> <p>ご意見を踏まえ、来年度の案内の記載は検討させていただきます。</p> <p>案内文には、「ご相談ください」としか記載がありませんでした。</p> <p>案内文に記載しなかったのは、なぜでしょうか。</p> <p>そちらの事務負担軽減のために、受給者に負担を強いているようにしか感じません。</p> <p>何度も言いますが、「特別な対応が必要な児童であり、その監護をしている受給者」に対して、</p> <p>「大阪府の規定より短期間で窓口来庁を求める」負担を強いるのはおかしくないですか。</p> <p>&gt; 提出が間に合わない場合は定期支払には間に合わない場合があることなど注意点を口頭できちんとご説明させていただきご納得いただいた上で、郵送でのご提出をしていただくため一度ご相談いただくよう案内文には記載しております。ご意見を踏まえ、次年度以降の記載内容については検討させていただきます。</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>書類の記載がないことによって、申請者に過度な負担を強いていますので、いまでに掲載してください。</p> <p>「提出誤りになる可能性もあるので、事前のご相談をお勧めします」と案内すればよいのではないかですか。</p> <p>茨木市においては掲載されているようです。</p> <p>隣の市では掲載できて、吹田市では掲載できない理由を教えてください。</p> <p>&gt;本市でも技術的には可能ですが、大阪府にも確認したところ、本市と同様の趣旨で掲載をしていないとのことでしたので、現在のところ掲載は見送らせていただきます。同様のお声が多数寄せられた場合や、大阪府からの指導があった場合には再度検討させていただきます。</p> <p>判定期間は大阪府ではないですか。</p> <p>吹田市の独自施策であったり、吹田市に判定機関があるのであれば、偏るのは分かります。</p> <p>他市町村と比較して受給者が多いというのであれば、そのデータをご提示ください。</p> <p>期間を短縮して、市民の負担を増やすのではなく、事務担当者を増やすなどの対策が本来だと思います。</p> <p>また予め、申請書を郵送すれば、窓口対応の負担も減るのではないかですか。</p> <p>提出期間を短縮する権限が市町村にあるのでしょうか。</p> <p>根拠となる文書をご教示ください。</p> <p>私なりに調べましたが、吹田市として、提出期間を短期間に定められる根拠は見つかりませんでした。</p> <p>また大阪府内の中核市においても、ホームページ上で期間を短縮している市は見つけられませんでした。</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>&gt;判定機関は大阪府ですが、ご提出された書類をそのまま大阪府に送るだけではなく、記載内容に誤りがないかなど、本市にてその内容を精査する必要がございます。</p> <p>過去の担当者からの引継ぎ事項として「本市は他市と比較して受給者が多いため、期間を短縮している」と聞いておりますが、具体的なデータにつきましては、持ち合わせておりません。</p> <p>なお、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第13条第3項において、市町村長が行う事務として、各種届出や書類の提出が挙げられており、事務処理については、各市において行っております。北摂他市に確認させていただいたところ、期間を短縮している市も複数あり、郵送対応は行わず必ず来庁をお願いしている市も複数ございました。</p> <p>事務担当者の増員につきましては、全庁的な職員配置のバランスもあり難しく、現在のところ予定はないものと考えます。</p> <p>特別児童扶養手当と特別障害者手当、障害児福祉手当が同一の取り扱いに見えるのですが、事務手続きは異なるのでしょうか。</p> <p>&gt;事務手続きは異なります。特別障がい者手当、障がい児福祉手当は本市にて受給要件に該当するか審査をし、振込の手続きも行っておりますが、特別児童扶養手当については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第13条において市町村長が行う事務として定められた事務についてのみ行っています。</p> <p>広報では、特別児童扶養手当は「用紙」、特別障害者手当と障害児福祉手当には「案内」を送付すると記載があります。 運用が異なるのはなぜでしょうか。</p> <p>特別障害者手当と障害児福祉手当も同様に改善してください。</p> <p>&gt;先述のとおり、特別児童扶養手当と、特別障がい者手当・障がい児福祉手当は法令に基づき行っている業務の範囲に違いがあり、現況届・所得状況届の記載内容も異なるため、運用にも差がございます。特別障がい者手当・障がい児福祉手当は記載事項が少ないとから、窓口の混雑緩和のために、今年度は試行的に郵送による提出とすることとし、市報にも「用紙を送付します」と掲載しております。</p> <p>最後に、繰り返しになりますが、特別児童扶養手当の所得状況届については、記入誤りがかなり多い書類となっているため、基本的には来庁により一度で手続きが完結するようにご案内をしております。ただし、本市においてはご来庁が困難な方に配慮し、郵送での提出にも対応しております、他市の状況を勘案しても、特に過度な負担を強いているものではないと考えております。郵送でも対応できる旨の説明については、次年度のご案内の記載内容について検討いたします。</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
25 【再々依頼】市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知を追加してください。	<p>何度も訴えておりますが、市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知を行なってください。</p> <p>先日いただいた回答では、質問の答えになっていないと考え、再度、投稿します。</p> <p>曖昧な回答でごまかさず、納得できる明確な答えをお願いします。</p> <p>やさしい日本語を意識してわかりやすい説明をお願いします。</p> <p>障がい福祉室だけの凝り固まった意見ではなく、吹田市として真摯な対応をお願いします。</p> <p>1、議題に追加できない理由は何か明確に回答してください。</p> <p>2、その後、障がい福祉室より全課にどのような周知を行ったのか、教えてください。</p> <p>3、字幕表示についてのガイドラインを作成してください。</p> <p>手話言語条例に基づくの差別解消法に基づくのか、どちらでもいいので、負担を軽減してください。すでにガイドラインがあるのであれば、明示してください。内容も知りたいです。</p> <p>4、日本語字幕表示の示す「字」や要約に筆記を示す「要」などの表記を市報に追加してください。</p> <p>5、いつになれば、各担当課に問い合わせることなく、日本語字幕表示のある各種企画に参加できるのでしょうか。</p> <p>本来、どの項目も方針策定時に検討されたらよかつた内容かと思いますし、ありきたりで、指摘されなければ気づかないような難しい内容ではないと考えます。</p> <p>単なる検討不足かと思いますし、身のある方針になっていないのであれば、大変腹が立ちます。</p> <p>以下、対応経過</p>	<p>1、議題に追加できない理由は何か明確に回答してください。</p> <p>前回ご回答させていただいたとおり、まずは、推進方針に基づく取組を着実に進めるよう考えており、令和6年度の取組について、全室課に照会を行い、回答内容を取りまとめているところです。</p> <p>今後は、取りまとめた内容をもとに、来年2月頃、府内の吹田市障がい者福祉事業推進本部会議において、進捗状況の確認を行う予定です。</p> <p>日本語字幕表示の取組を会議の議題として追加できない理由につきましては、会議では、毎年度の進捗確認を行うことが定められているとともに、限られた時間の中で全体の進捗状況を確認することになりますので、新たな個別案件を随時追加することが難しいためです。</p> <p>映画上映等における日本語字幕表示の実施については、これらの進捗確認を行う中で、取組事例として機会を捉えて周知してまいります。</p> <p>(担当:障がい福祉室)</p> <p>2、その後、障がい福祉室より全課にどのような周知を行ったのか、教えてください。</p> <p>字幕表示の事例については、府内の合理的配慮推進会議にて関係部局間で情報共有を行い、会議内容についても府内の電子ネットワークにて周知を行っております。</p> <p>(担当:障がい福祉室)</p> <p>3、字幕表示についてのガイドラインを作成してください。</p> <p>手話言語条例に基づくのか差別解消法に基づくのか、どちらでもいいので、負担を軽減してください。すでにガイドラインがあるのであれば、明示してください。内容も知りたいです。</p> <p>イベントや会議等の実施の際、合理的配慮の観点を確認できるチェックリストを作成しており、チェックリストの項目に字幕表示の項目も記載しております。</p>	障がい福祉室、広報課	R7.11.11	R7.11.25

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>○○様</p> <p>令和7年8月26日に市民の声(No.8361)でいただきましたご要望、ご質問につきまして、以下のとおり回答させていただきます。</p> <p>1、来年2月頃、庁内の吹田市障がい者福祉事業推進本部会議で本件を議題に追加してください。 「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針 第5 推進体制 3 方針の見直し 障がい福祉計画に合わせて、3年ごとの見直しを基本としますが、2の会議体でいただいた意見を踏まえて柔軟に対応していきます。」とありますので、柔軟に対応できるはずです。 https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page/001/036/267/syosai3.pdf</p> <p>⇒(障がい福祉室回答) 前回ご回答させていただいたとおり、まずは、推進方針に記載されている取組を着実に進めるよう考えており、令和6年度における取組の進捗状況について、現在、全室課に照会を行っています。 取りまとめた回答結果をもとに、来年2月頃、庁内の吹田市障がい者福祉事業推進本部会議において、進捗状況の確認を行う予定です。 映画上映等における日本語字幕表示の実施については、これらの進捗確認を行う中で、取組事例として機会を捉えて周知してまいります。</p> <p>2、議題に追加できない場合、その理由を教えてください。 ⇒(障がい福祉室回答) 1と同じ回答です。</p>	<p>イベントを実施する担当室課がチェックリストを適時活用できるよう、周知を行ってまいります。 (担当:障がい福祉室)</p> <p>4、日本語字幕表示の示す「字」や要約に筆記を示す「要」などの表記を市報に追加してください。 市報すいたでは、各催し等の担当室課からの依頼に基づき、日本語字幕や要約筆記がある場合には「字幕あり」「要約筆記あり」等の記載をしております。 (担当:広報課)</p> <p>5、いつになれば、各担当課に問い合わせることなく、日本語字幕表示のある各種企画に参加できるのでしょうか。 担当室課において、日本語字幕表示をはじめとする必要な合理的配慮の提供が適切に行われるよう、引き続き周知を行ってまいります。 (担当:障がい福祉室)</p>			

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>3、本件について、方針策定時に議論したのかどうか教えてください。 ⇒(障がい福祉室回答) 推進方針策定時に、各室課が行っている取組を確認はしましたが、映画上映等における日本語字幕については、議論にはなりませんでした。</p> <p>4、合理的配慮として対応しているのであれば、字幕の表示の実施を いますぐ徹底し、市報すいた等で周知してください。 現時点で表記を確認できておりませんし、個別に担当課へ確認することは大変負担ですので、改善してください。 ⇒(障がい福祉室回答) 字幕表示を実施した際は、市報すいた等で実施内容を広報するよ う、各室課において周知してまいります。</p> <p>□送信日時 2025-08-25 23:02:35</p> <p>□参照元URL https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018939/1018941/index.html</p> <p>□送信LogNo 621</p> <p>【再度依頼】市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知を追加してく ださい。</p> <p><ご意見等の内容> 障がい福祉室 御中</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>1、来年2月頃、庁内の吹田市障がい者福祉事業推進本部会議で本件を議題に追加してください。 「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針 第5 推進体制 3 方針の見直し 障がい福祉計画に合わせて、3年ごとの見直しを基本としますが、2の会議体でいただいた意見を踏まえて柔軟に対応していきます。」とありますので、柔軟に対応できるはずです。 https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page/001/036/267/syosai3.pdf</p> <p>2、議題に追加できない場合、その理由を教えてください。 3、本件について、方針策定時に議論したのかどうか教えてください。 4、合理的な配慮として対応しているのであれば、字幕の表示の実施をいますぐ徹底し、市報すいた等で周知してください。 現時点では表記を確認できておりませんし、個別に担当課へ確認することは大変負担ですので、改善してください。 本件について、新規予算や人員の手配、資料の作成は不要であり、仕組みが構築できれば、過度な負担はないと考えますので、早急な対応を望みます。</p> <p>以下、回答 【市民の声(No.8320)の障がい福祉室の回答について】</p> <p>・「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針」に市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知を追加してください。 追加できないのであれば、できない理由を説明してください。 またこれまで議論をされたのかどうかも教えてください。</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>⇒(障がい福祉室回答)</p> <p>「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針」は3年ごとの見直しを基本とし、年1回の府内での進捗状況の確認や障がい当事者や有識者による吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会作業部会でご意見をいただきながら、施策を進めてまいります。</p> <p>まずは、推進方針に記載されている取組を着実に進めるよう考えており、令和6年度における取組の進捗状況について、現在、全室課に照会を行っています。</p> <p>取りまとめた回答結果をもとに、来年2月頃、府内の吹田市障がい者福祉事業推進本部会議において、進捗状況の確認を行う予定です。</p> <p>映画上映等における日本語字幕表示の実施については、これらの進捗確認を行う中で、取組事例として機会を捉えて周知してまいります。</p> <p>・上記の方針に記載がないとしても、合理的配慮の一環として実施してください。過度な負担には至らないと思いますが、実施ないのであればできない理由を説明してください。</p> <p>⇒(障がい福祉室回答)</p> <p>本市では、市が実施するイベント等の際に、留意する合理的配慮として、全市民視聴対象となっている動画には字幕を付けることを掲げております。</p> <p>引き続き適切な合理的配慮の推進に向け周知してまいります。</p> <p>市のイベントでの映画上映等において、日本語字幕表示の実施と日本語字幕表示の旨を周知してください</p> <p><ご意見等の内容></p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答24にて、 https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page/001/039/236/R7.6.pdf 吹田市「市政に対するご意見・ご要望(市民の声)送信フォーム」控え LNo.260の回答がない件について</p> <p>・市民の声 吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例の趣旨としても、過度な負担がない範囲で映画上映等において、日本語字幕表示を行うべきであり、日本語字幕表示を行っている旨を周知するべきだと考えます。 市報すいたを見る限りでは、男女共同参画センターデュオには日本語字幕表示の記載が確認できますが、それ以外に見当たりません。市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知について、行われているか調査および適切な対応をしてください。</p> <p>・市の回答 障がい福祉室より 貴重な御意見をいただきありがとうございます。 令和6年12月に策定された「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針」において、推進方針ごとに進めるべき市の取組として「市が発信する動画や市議会本会議放映システムでの字幕表示」を定めており、全庁的な周知を実施しているところです。 また、推進方針ごとに進めるべき市の取組の進捗状況について、毎年、全室課に照会を行います。その照会において、進捗状況の確認を行うとともに、再度周知を行う予定です。 御意見いただきました映画上映等における日本語字幕表示の実施については、調査の予定はございませんが、取組事例として、機会を捉えて周知してまいります。また、市報すいたにおける日本語字幕表示の記載については、統一的なものはございません。 (担当:障がい福祉室)</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
26 山田第三幼稚園の自転車置き場への屋根設置のお願い	<p>私は元山田第三幼稚園の保護者です。 これから次男も通わせたいと考えておりますが、 登園時、園の自転車置き場には屋根がなく、雨の日の送迎時には園児や保護者がびしょ濡れになってしまい、大変困っておりました。特に月曜日の大きな荷物がある日は荷物も濡れてしまい本当に大変でした。</p> <p>最近新設された「やまだこども園」には屋根付きの自転車置き場が整備されており、山田第三幼稚園との環境差に疑問を感じております。悪天候時の送迎環境を整えるためにも、山田第三幼稚園にも自転車置き場の屋根をどうしても設置していただきたく、こちらのフォームに送らせていただきました。</p> <p>ぜひご検討をお願いいたします。 どうぞよろしくお願いいたします。</p>	<p>平素より、本市の教育・保育行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>令和7年11月13日にいただきました御意見・御要望につきまして、保育幼稚園室より回答いたします。</p> <p>山田第三幼稚園は、山田第三小学校に併設しており、御要望の屋根の増設については学校校舎への影響を考慮する必要がございます。学校を担当する部署と要望内容の共有を行ったところ、校舎や園舎を今後工事する際に必要なスペースが確保出来なくなること、基礎等の設置にあたり、地下埋設配管の移設が必要となる可能性があること等、既存の建物への影響を考慮すると屋根増設は困難であると回答を得ました。</p> <p>現時点での山田第三幼稚園での屋根増築は困難ですが、御意見として承り、今後の施設整備の参考にさせていただきます。</p>	保育幼稚園室	R7.11.14	R7.11.27
27 市長タウンミーティングの開催方法が不明瞭	<p>市長タウンミーティングの開催方法について、以下の点が不明瞭なため確認させていただきます。</p> <p>市のウェブサイトに「開催した」という報告はありますが、「開催予定」や「参加者募集」に関する案内は、市ウェブサイト・市報すいたのいずれにも見当たりません。 https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018782/1018572/index.html</p> <p>このことから、タウンミーティングは「団体が申し込み、その団体のみが市長と意見交換を行う形式」であると推察されます。</p> <p>しかし、ウェブサイトの説明文には「開催を申し込んだ団体しか参加できない」と明記されておらず、事前に告知があれば個人も参加できる形式である可能性も排除できません。</p> <p>一方で、団体申し込み制として考えた場合、以下の点に不整合が見られます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「連合自治会や中学校区を単位とし……意見交換を行ってきました」「若い世代との意見交換を目的に……実施しました」という記述は、市が主体的に対象団体を選定しているように読めること ・報告書に団体名が書いていない回があること(一般市民向けの開催のように見える) <p>一般的に「タウンミーティング」といえば、広く市民に開かれた公開型の対話の場を想起します。</p> <p>実際に、生駒市では「お住いの地域にかかわらず参加可能」「申込不要」、さらにYouTubeで配信しています。 https://www.city.ikoma.lg.jp/0000037608.html</p> <p>吹田市はこれに比べてクローズドであり、一般市民が市長と対話する機会が限定されているように見受けられます。</p>	<p>「タウンミーティング」は、法律等に定められているものではなく、また、全国的に同義に定義されているものではないと認識しております。</p> <p>本市のタウンミーティングは平成29年度(2017年度)から実施していますが、開催方法につきましては、回を重ねるごとに、開催結果やニーズ等を踏まえ、変遷してきており、現在は、開催を希望する団体等からの申込制としております。</p> <p>開催方法等につきましては、市報やホームページで、わかりやすい周知に努めてまいります。</p>	市民自治推進室	R7.11.17	R7.11.28

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>もし現状のとおり「申し込んだ団体のみが参加できる形式」である場合、以下の懸念があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・透明性の欠如:開催前の告知がなく、誰が・どのようなテーマで市長と意見交換したのかが、開催後にならないと分からぬ ・機会の不平等:団体に属さない個人市民や、個別課題について意見を述べたい市民に対し、市長との対話の機会が提供されない ・意見の偏り:特定の団体に偏った意見交換となり、「市民の声を広く聞く」という趣旨と実態が乖離する可能性がある <p>●要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タウンミーティングの形式を、生駒市のようなオープンな形にしてください ・現状のままにするのであれば、タウンミーティングの仕組みが正確に理解できるよう、ウェブサイトの説明文を明確化してください。 				
28 小学校の学区について	<p>子が来年度に東山田小学校へ入学いたします。 とても遠いです。車通りも多く、歩道も狭いです。 近隣の中学校、高校生が自転車で往来しており歩道を通るため歩行者は危険です。</p> <p>元々この学区は南山田小学校の学区でした。 近くには千里丘北小学校もあり、東山田は一番遠いです。</p> <p>なぜそのような学区割にされたのでしょうか? 何度も子どもと歩きましたが子供の足で35分かかり、雨の日などどうするのだろうと不安しかありません。</p> <p>人数調整だとは存じていますが、通う学校を選択させて欲しいです。</p>	<p>吹田市ホームページ「市政に対するご意見・ご要望(市民の声)送信フォーム」よりお問合せいただきました指定校以外への就学希望の件につきまして、学務課より回答いたします。</p> <p>吹田市では居住地によって校区が定められております。そのため、原則は校区の学校へ就学していただくことになります。学校選択制は実施しておりません。 ただし、保護者の申立てにより、本来の指定校以外の学校への就学を認める場合があります。条件等については以下URLより吹田市ホームページ(ページ番号1003434「校区外通学(指定校変更・区域外就学)」)をご確認ください。 https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1018281/1018284/1003434.html</p> <p>校区については、学校の規模に応じ、居住地によって設定しております。校区の中心に学校が位置していないことから、指定校より近い学校がある地域もあります。 (ご参考に、お住まいの地域については、平成15年4月に学校規模適正化のため、山田第二小学校区から東山田小学校区に変更となつた経緯があります。)</p> <p>指定校までの通学路の確認及び通学時に關するご不安につきましては、学校または、通学路を所管する学校教育室にご相談ください。</p>	学務課	R7.11.25	R7.11.28

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		<p>また、通学路の安全面につきましては、教育委員会、警察及び道路管理者などの関係機関が連携し、定期的に安全点検を行っていますので参考までにお伝えします。詳しくは以下URLより吹田市ホームページ(ページ番号1009959「通学路及び未就学児が移動する経路等の安全点検」)をご確認ください。 https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1018186/1017973/1009959.html</p> <p>以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>			